

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第85号

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年総社市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
(特別休暇) 第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。 (1)～(16) 略 <u>(17) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（体外受精その他任命権者が定める不妊治療に係る通院等の場合にあつては、10日）の範囲内の期間</u> <u>(18) 略</u> <u>(19) 略</u> <u>(20) 略</u> <u>(21) 略</u> <u>(22) 略</u> <u>(23) 略</u> 2 略	(特別休暇) 第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。 (1)～(16) 略  (17) 略 <u>(18) 略</u> <u>(19) 略</u> <u>(20) 略</u> <u>(21) 略</u> <u>(22) 略</u> 2 略

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。  
(総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則(平成31年総社市規則第20号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 <u>令和元年</u>8月31日までの間におけるこの規則による改正後の総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条の3第1項第2号(ウに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは「5月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 <u>平成31年</u>8月31日までの間におけるこの規則による改正後の総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条の3第1項第2号(ウに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは「5月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。</p>